

企業版ふるさと納税

財務部 財務管理課（令和7年6月）

目次

1. 制度の概要
2. 令和7年度の制度改革のポイント
3. 企業名等の公表について
4. 寄附～実績報告までのながれ

(参考)

1. 経済的利益供与の禁止
2. 企業版ふるさと納税の対象事業

1 制度の概要

地方公共団体が行う地方創生事業（地域再生計画として国が認定した事業）に対して、法人が寄附を行った場合、当該法人に対する課税の特例が設けられている。

1 寄附の対象となる地域再生計画

令和2年3月認定

「横須賀市まち・ひと・しごと創生推進計画」

計画期間：2020年4月1日～2026年3月31日

地方版総合戦略（横須賀再興プラン）
に位置付けられた事業を包括的に認定

2 課税の特例の内容



	特例措置 (税額控除)	税額控除の 上限
法人住民税	寄附額の4割	法人住民税法人税割 額の20%
法人税	法人住民税で4割に達 しない場合、その残額。 ただし、寄附額の1割 を限度	法人税額の5%
法人事業税	寄附額の2割	法人事業税額の20%

→ 1 制度の概要

① 地方創生応援税制が適用になる自治体

都道府県、市町村

※交付税不交付団体を除く
(横須賀市は交付団体のため適用されます)

② 制度の適用期限

令和9年度まで

- ・横須賀市の認定済み計画はR7まで
- ・R8以降は、新たな地域再生計画の認定を得てから適用

③ 寄附の対象となる法人

青色申告している法人

ただし、寄附しようとする自治体に本社が
所在する法人は対象となりません。

④ 寄附金額の下限

下限10万円

⑤ 地方公共団体の行為制限

寄附を受けた自治体は、寄附法人に対して、寄附の代償として、記念品、補助金、
貸付金などの経済的利益を供与してはならないとされています。

→ 2 令和7年度の制度改革のポイント

① チェックリストの導入

寄附を受けたときは「寄附活用事業実施状況確認結果報告書（様式3の2）」をチェックリストとして用いて、事業を適切に実施しているか確認しなければならない。

② 寄附企業名の公表

契約手続等（入札/随契/補助金/負担金）において、**一定の要件（詳細は6・7ページ）に該当する場合、寄附法人名の公表を義務化**（非公表の場合は、審議会を経て「公表しない理由」を市が公表しなければならない）

③ 寄附活用事業の発注先の公表

一般競争入札／指名競争入札／随契（※）により事業の契約先を選定した場合、寄附企業との関係に関わらず、地方公共団体のHP等において**契約の相手方を公表** ※随契の場合、少額随契は除く

④ 地域再生計画の認定を取り消された場合、2年間は制度利用を再申請できない

企業に経済的便宜を供与した場合や**事業費を超える寄附金を受領した場合にも認定取り消しになることがある**
※「寄附金 ≤ 事業費」は従前からのルール

→ 2-1 チェックリストについて

事業の適正性・透明性の観点から「**寄附企業と発注先の関係性の確認**」が必須となります。

★チェックリスト（様式3の2）の提出について

各実施段階において事業所管課で確認し、財務管理課へ報告してください

（チェックリスト提出のタイミング）

実施 段階	1.寄附を受けた日
	2.契約締結日
	3.事業完了後（例年5月末頃）

※各課からご報告いただいた内容に基づき、財務管理課から内閣府へ報告を行います。

※チェックリストの他、例年（5月末頃）ご提出いただいている「実施報告書（実績報告）」は、これまでと同様に提出が必要です。

→ 3 企業名等の公表について

原則、寄附企業名や寄附額は公表

- ・ R7年度から一定の要件（詳細は次ページ）に該当する場合、寄附法人名等の公表が義務付けられました。
- ・ 非公表の場合は、その理由を審議会等で審査を行い、公表しない理由を公表する必要があります。
- ・ 一定の要件に該当せず、非公表を希望する場合は、理由の公表までは求められていませんが、地方公共団体においても説明責任を果たせるようにしなければなりません。
- ・ また、寄附活用事業に係る発注先（契約の相手方）についても公表が必要となります。

▼寄附活用事業に係る全ての発注先（契約の相手方）について公表が必要？

一般競争入札／指名競争入札／随意契約により事業の契約先を選定した場合、寄附企業との関係に関わらず、地方公共団体のHP等において**契約の相手方を公表する必要**がある。

ただし、随意契約については「地方自治法施行令第167条の2第1号」に基づく少額のものを除く。

※横須賀市では契約規則第21条により規定

(随意契約によることができる額)

第21条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、契約の種類に応じ予定価格が次の各号に掲げる額を超えない場合とする。

- (1) 工事、修繕、印刷製本又は製造の請負契約 200万円
- (2) 物件供給契約 150万円
- (3) 賃貸借契約又はリース契約 80万円
- (4) 物件売渡契約 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 業務委託契約 100万円
- (7) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

→ 3 - 1 公表が必須となる一定の要件について

寄附法人名の公表（または非公表理由の公表） が必須となる要件

a.入札	入札参加者：ある法人とその法人の関係会社のみであるような実質的に一者入札 + 契約の相手方等（契約先又は当該契約先から業務委託を受けた者） ：寄附法人等（寄附法人の関係会社を含む）
b.随意契約	契約の相手方等：寄附法人等（寄附法人の関係会社を含む）
c.補助金	補助金の交付申請者：ある法人とその法人の関係会社のみであるような実質的に一者への補助金交付 + 補助金の交付を受けた者又は補助事業を行うため締結する契約相手 ：寄附法人等（寄附法人の関係会社を含む）
d.負担金	負担金の拠出先：ある法人とその法人の関係会社のみであるような実質的に一者への負担金拠出 + 負担金の拠出先又は負担金に係る事業を行うため締結する契約相手 ：寄附法人等（寄附法人の関係会社を含む）

※法人の関係会社とは

＜財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則＞

第8条第8項

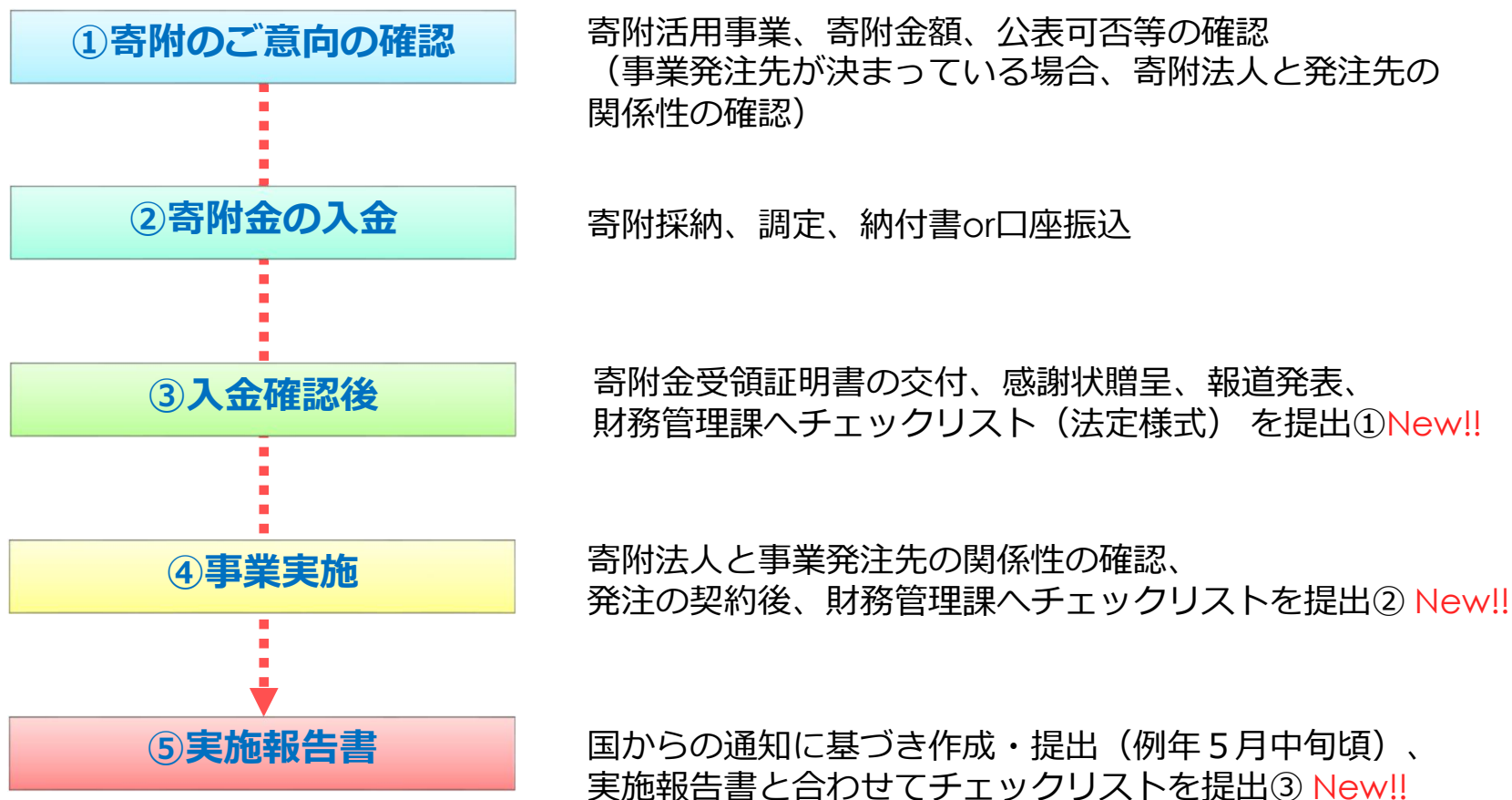
この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等(第十七項第四号において「その他の関係会社」という。)をいう。

⇒親会社、子会社、グループ会社の場合は「関係あり」となる。
取引実績や委託ありは、関係会社ではない。

→ 4 寄附～実績報告までのながれ

＜事業所管課における事務処理＞

財務管理課への連絡



寄附額、活用事業、
寄附企業のHP紹介文等

チェックリスト提出

チェックリスト提出

実施報告書および
チェックリスト提出

→ 参考：経済的利益供与の禁止

- 寄附企業に対する直接的な経済的利益だけではなく、**グループ企業に対する経済的利益についても制限されます。**
- 寄附の代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合、**地域再生計画の認定が取り消される**など、自治体に不利益が生じるため、注意しながら事業実施をお願いします。

＜寄附の代償（見返り）としての禁止事項＞

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

＜一般的に認められている行為＞

- 寄附企業への感謝状贈呈
- 市のＨＰ、広報誌等で企業版ふるさと納税の寄附企業を紹介
- 整備された施設等に銘板を設置し、寄附企業を紹介
- 社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈

→ 参考：企業版ふるさと納税の対象事業

- 制度の対象事業となるためには、地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。
- 横須賀市の場合、横須賀再興プラン（＝実施計画、地方版総合戦略）を対象とする地域再生計画（第２期横須賀市まち・ひと・しごと創生推進計画）を作成して認定を受けており、計画から読み取ることのできる事業が対象です。
- なお、事業実施にあたって、**計画の認定前に着手してはならないという**制約があります。

（参考）第２期横須賀市まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 人口減少に対応したまちづくりを進める事業
- イ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- ウ 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する事業
- エ 関係人口の創出や定住を促す魅力的な都市環境をつくる事業
- オ 地球温暖化対策を進め、循環型社会を形成する事業